

## 基礎・境界ソサイエティ運営規程

(平成 7 年 1 月 23 日 理事会制定)  
(平成 8 年 1 月 22 日 一部改正)  
(平成 12 年 10 月 26 日 一部改正)  
(平成 16 年 12 月 20 日 一部改正)  
(平成 19 年 5 月 1 4 日 一部改正)  
(平成 20 年 5 月 1 2 日 一部改正)  
(平成 20 年 9 月 1 7 日 一部改正)

### 第 1 章 総則

第 1 条 基礎・境界ソサイエティ(以下本ソサイエティと称する)の構成および運営については、社団法人電子情報通信学会定款、規則ならびにソサイエティ規程に定めるものの外、この規程による。

第 2 条 本ソサイエティは事務所を社団法人電子情報通信学会内におく。

### 第 2 章 研究活動領域および事業

第 3 条 本ソサイエティの研究活動領域は、電子情報通信の基礎および境界分野とする。

第 4 条 本ソサイエティはソサイエティ規程第 2 条の目的を達成するためソサイエティ規程第 3 条に定める事業のほかに次の事業を行う。

- イ) ソサイエティ誌 (Fundamentals Review) の発行
- ロ) 講演会, 討論会, 講習会ならびに見学会の開催
- ハ) 国際会議の開催
- ニ) その他目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 組織

第 5 条 本ソサイエティの運営を円滑に行うため、基礎・境界ソサイエティ運営委員会(以下運営委員会と称する)、基礎・境界ソサイエティ大会委員会、基礎・境界ソサイエティ事業委員会、基礎・境界ソサイエティ編集会議、和文論文誌編集委員会、英文論文誌編集委員会、ソサイエティ誌編集委員会、ならびに研究専門委員会をおく。

第 6 条 本ソサイエティには、次のソサイエティ役員および委員をおく。

- イ) ソサイエティ会長 1 名
- ロ) 次期ソサイエティ会長 1 名
- ハ) ソサイエティ編集長 1 名
- ニ) ソサイエティ副会長若干名
- ホ) 庶務幹事, 会計幹事各 2 名
- ヘ) 大会担当幹事, 事業担当幹事, 電子広報担当幹事各 2 名

- ト) 英文論文誌編集委員長 1 名, 同編集幹事 1 名
- チ) 和文論文誌編集委員長 1 名, 同編集幹事 1 名
- リ) ソサイエティ誌編集委員長 1 名, ソサイエティ誌担当幹事 2 名
- ヌ) ソサイエティ内研究専門委員会の委員長各 1 名
- ル) ソサイエティ会長が必要と認めた特別委員若干名

第 7 条 ソサイエティ会長は, ソサイエティ規程第 5 条により選任する.

- 2. ソサイエティ会長は, 前条ハ) からル) 項を別に定める手続きにより選定し, 運営委員会の議を経て選任する.
- 3. ソサイエティ会長は, 前項の選任結果を毎年 3 月末日までに会長に報告する.

第 8 条 ソサイエティ会長の任期は 1 年とし, 重任できない.

第 9 条 次期ソサイエティ会長の任期は 1 年とし, 重任できない.

- 2. 次期ソサイエティ会長は次期ソサイエティ会長としての任期の後, ソサイエティ会長に就任する.
- 3. 次期ソサイエティ会長は, ソサイエティ会長を補佐し, ソサイエティ会長に事故のあるときにはその職務を代行する.
- 4. 次期ソサイエティ会長はソサイエティ大会委員長を兼務する.
- 5. 次期ソサイエティ会長に事故のあるときには, 次点者から補充し, 次点者がいない場合は補欠選挙を行う.

第 10 条 ソサイエティ編集長の任期は 2 年とし, 重任はできない.

第 11 条 ソサイエティ副会長の任期は 1 年とし, 2 期を越えてはならない.

- 2. ソサイエティ副会長はソサイエティ会長を補佐し, 担務事項を統括する.
- 3. 事業委員長は担当のソサイエティ副会長が担務する.

第 12 条 第 6 条ホ), ヘ) およびル) 項による幹事および特別委員の任期は 2 年とし, いずれも重任できない.

第 13 条 英文論文誌編集委員長, 同編集幹事, 和文論文誌編集委員長, 同編集幹事およびソサイエティ誌編集委員長, 同担当幹事の任期については, 別に定める基礎・境界ソサイエティ編集規程による.

第 14 条 研究専門委員会の委員長は, 研究専門委員会で選定し, ソサイエティ会長に報告する.

第 15 条 ソサイエティ役員および委員の任期中の退任に伴う新任者の任期は, 別に定める場合を除き, 前任者の残任期間とする.

#### 第 4 章 ソサイエティ代議員

第 16 条 本ソサイエティには, 20 名以内のソサイエティ代議員をおく.

第 17 条 ソサイエティ代議員の選挙および選任に関する規程は, ソサイエティ運営委員会の議決を経て別に定める.

第 18 条 ソサイエティ役員および委員は, ソサイエティ代議員を兼ねることができる.

第 19 条 ソサイエティ代議員は, ソサイエティ運営委員会において承認する.

第 20 条 ソサイエティ代議員の任期は 2 年, 毎年半数宛交代とし, 重任できない.

#### 第 5 章 会議

第 21 条 運営委員会は本ソサイエティの最高意志決定委員会であり, 本ソサイエティ運営上必要な事項を審議し

決定する。

2. 運営委員会は、本ソサイエティ役員、委員およびソサイエティ代議員により構成する。
3. 運営委員会の議長は、ソサイエティ会長とする。
4. 運営委員会は、満場一致による表決に至らない場合、ソサイエティ代議員による投票により本ソサイエティ運営上必要な事項を決定することができる。
5. 会議においての意思決定手続に関する規程は、運営委員会の議決を経て別に定める。

第 22 条 運営委員会の一般業務を円滑に遂行するために幹事会をおく。

2. 幹事会はソサイエティ会長、次期ソサイエティ会長、ソサイエティ編集長、副会長ならびに庶務幹事 2 名、会計、事業、大会、ソサイエティ誌、電子広報担当幹事各 1 名およびソサイエティ会長が必要と認められた運営委員会構成員により構成する。
3. 幹事会の開催通知と議題は運営委員会の構成員全員に通知する。
4. 運営委員会構成員は幹事会に出席して意見を述べることができる。

第 23 条 運営委員会は、特定の分野の学問、技術の発展普及を図るため、時限研究専門委員会をおくことができる。

第 24 条 運営委員会は、各分野の近傍新分野の探索、将来の研究テーマの調査を目的として、第三種研究会を設置することができる。

第 25 条 ソサイエティ編集会議、和文論文誌編集委員会、英文論文誌編集委員会およびソサイエティ誌編集委員会の構成ならびに運営は、別途定める基礎・境界ソサイエティ編集規程による。

## 第 6 章 研究専門委員会

第 26 条 研究専門委員会は研究専門委員長 1 名、副委員長 1 名または 2 名、専門委員若干名および幹事 2 名により構成する。なお、必要に応じて、幹事補佐および顧問若干名をおくことができる。

2. 研究専門委員会は、第一種研究会を定期的開催し、必要に応じて第二種研究会を開催することができる。また、関連の国際会議を主催することができる。ただし、国際会議の主催については事前に幹事会の承認を経なければならない。
3. 研究専門委員長は、その研究専門委員会を主掌し、定期的はその活動状況を運営委員会に報告する。
4. 研究専門委員会は、別に定める様式、期日にしたがって、活動実績報告書および会計報告書を作成し、運営委員会で審議・承認を受けるものとする。

第 27 条 研究専門委員会の委員長の任期は 1 年とし、2 期を越えてはならない。また、再任できない。

2. 研究専門委員会の副委員長、幹事、および幹事補佐の任期は 2 年とし、重任を妨げないが、研究専門委員長が指示した場合を除き、引き続き 2 期を越えてはならない。
3. 研究専門委員会の専門委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。しかし、研究専門委員長が指示した場合を除き、引き続き 3 期を越えてはならない。

第 28 条 研究専門委員会の新設、統廃合は、一定数以上の正員またはソサイエティ運営委員会構成委員の提案により、運営委員会で審議決定し、結果を理事会に報告する。

第 29 条 時限研究専門委員会は、第二種研究会を開催し、また関連の国際会議を主催することができる。ただし、国際会議の主催については事前に幹事会の承認を経なければならない。

2. 時限研究専門委員会の新設は、一定数以上の正員またはソサイエティ運営委員会構成委員の提案により、

運営委員会で審議決定し、結果を理事会に報告する。

## 第7章 サブソサイエティ

- 第30条 複数の研究専門委員会が協力して活動するために、本ソサイエティ内にサブソサイエティをつくること  
ができる。
2. サブソサイエティ長は当該サブソサイエティにおいて選定し、ソサイエティ副会長となる。
  3. サブソサイエティには会計幹事をおき、ソサイエティ会計幹事と緊密な連携をもって会計事務を遂行する。
  4. サブソサイエティは、別に定める様式、期日にしたがって、活動実績報告書および会計報告書を作成し、運営委員会で審議・承認を受けるものとする。

## 第8章 補則

- 第31条 本ソサイエティの構成および運営について、本規程に定めるものの外は、運営委員会において審議する。
- 第32条 本規程の変更は、運営委員会の議を経て、ソサイエティ連絡会議に報告し、理事会の承認を受けるものとする。
- 第33条 本規程は平成21年1月1日から施行する。

## 付則

本規程および本規程に基づく各種規程は、本規程の施行後3年を目途として見直しをするものとする。